

「岩手県物価高騰対策賃上げ支援費」の概要

事業名	岩手県物価高騰対策賃上げ支援費
事業内容	最低賃金の大幅な上昇が続く中、中小企業等が継続的に賃上げできる環境を整え、必要な人材を確保していくため、賃金を引き上げた中小企業等に対し、物価高騰対策賃上げ支援金を支給
支給対象事業者	県内に事業所を有する中小企業等（公益法人、協同組合、個人事業主等（従業員を1人以上雇用しているものに限る）を含む）
支給要件	<p>①賃上げの対象時期 令和7年10月1日から令和8年9月30日まで（賃金の支給が令和8年10月31日までのものを含む）</p> <p>②賃上げ対象従業員 県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者 ただし、非正規雇用労働者については、週所定労働時間20時間以上であること。</p> <p>③賃上げ額 （ア）対象時期において、従業員の賃金を賃金引上げ月の前月と比較して1時間当たり60円以上引き上げていること。 （イ）最低1月以上、引き上げ後の賃金支給実績があること。</p> <p>④その他 引き上げ後の賃金水準を1年間継続すること。</p>
給付額	<p>①従業員1人当たり6万円 ②ただし、令和7年10月1日から令和7年12月1日までの間に、時給971円未満の従業員の賃金を時給1,031円以上に引き上げた場合、①に2万円を加算する</p> <p>※上限 1事業所当たり 最大50人分、最大400万円</p>
給付上限	支援金原資に係る予算25億4,000万円、上限に達し次第終了
申請受付開始	令和8年2月中旬（予定）
申請受付締切	<p>給付上限に達し次第終了 ※上限に達しない場合でも、令和8年11月13日で受付終了予定</p>